

1. 議事日程（平成29年第5回北広島町議会臨時会）

平成29年11月8日  
午前10時開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成29年度北広島町一般会計補正予算（第4号））  
日程第4 議案第102号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例  
日程第5 議案第103号 訴えの提起について  
追加日程第1 発議第17号 在日米軍機の低空飛行による火炎弾「フレア」射出訓練を日本の  
地上部で行わないよう求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司 副町長 中原健 芸北支所長 成瀬哲彦  
大朝支所長 清水繁昭 豊平支所長 堂原千春 総務課長 古川達也  
財政課長 信上英昭 商工観光課長 沼田真路

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第5回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、大林議員、1番、浜田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第3、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第6号について概要を説明します。議案集の1ページをお願いいたします。承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度北広島町一般会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政課から説明をいたします。平成29年9月28日付で衆議院の解散に伴い、10月10日公示、10月22日に投票が行われました第48回衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に係る所要額につきまして、選挙準備を早急に行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないと判断しまして、平成29年度北広島町一般会計補正予算第4号として編成を行い、9月28日付で専決処分をしたものでございます。別冊の平成29年度一般会計予算書をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2700万円を追加し、予算の総額を168億2700万円としたものでございます。なお、歳出につきまして

は、ポスター掲示場設置・撤去等委託料をはじめ選挙の執行経費を、また、財源につきましては、選挙費委託金として全額県支出金でございます。以上で財政課からの説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第102号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第102号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の3ページをお願いします。議案第102号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について説明します。平成29年9月28日の職員の酒気帯び運転及び事故の不祥事を受け、本人を含む関係職員の処分を行いました。町長及び副町長の不祥事における責任の所在を明確にするため、町長及び副町長の給与について減額を行うものとし、必要な特例条例を定めるものです。本町の職員によるこのたびの不祥事は、全体の奉仕者として法令を遵守すべき公務員として、決してあってはならないことであり、また、町民の皆様の町政に対する信頼を大きく失墜させる行為であります。この場をおかりしまして、改めて心から深くおわびを申し上げます。また、組織の責任者として未然に防ぐことができなかったことを重く受けとめ、指導責任と、自らを戒めるものとして、給与の減額について条例の提案をさせていただいているものであります。内容は、12月分の給料月額を町長の給与100分の10、同じく副町長の給与を100分の10減額する特別職の給与条例の制定をお願いするものであります。いま一度職員一丸となり、コンプライアンスの確立、再発防止と一日も早い信頼回復に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第102号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（伊藤久幸） 起立全員です。従って、議案第102号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第103号 訴えの提起について

- 議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第103号、訴えの提起についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第103号について概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第103号、訴えの提起について。本案は、訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 議案第103号、訴えの提起について、商工観光課からご説明申し上げます。次のとおり、訴えを提起することについて、町議会の議決を求めるものでございます。1、相手方につきましては、記載のとおりでございます。2、事件の要旨でございますが、相手方に対して、次の土地につきましては、土地売買契約書に基づき、返還することを求めましたが、応じてもらえないため、広島簡易裁判所に訴えを提起するものでございます。土地の所在につきましては、次のとおりです。北広島町大朝字犬追原13817番5、地目宅地、地積4186.91㎡。北広島町大朝字犬追原13817番7、地目雑種地、地積1545㎡でございます。3、町は、訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で、当事者と和解することができるというものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第103号、訴えの提起についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第103号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。動議を提出したいと思っております。亀岡議員ほか3人からの提出されております発議第17号、在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書が手元に届いているわけでありまして、その意見書の提出については緊急を要するものと思われま。直ちに日程に追加をして議題にすることを望みます。
- 議長（伊藤久幸） ただいま梅尾議員から、発議第17号、在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とする動議が提出されました。所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。
- お諮りします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第17号 在日米軍機の低空飛行による火炎弾「フレア」射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 追加日程第1、発議第17号、在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（松浦 誠） 在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書案。10月11日午後、広島県北広島町芸北地域の雄鹿原地区上空で、米海兵隊岩国基地の米軍機、F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機、が低空で飛来し、火炎弾、フレア、の射出を行い、その後、急上昇して旋回するという訓練が数分間隔で十数回にわたって行われた。これが何の通告もなく突然行われたため、住民にとっては、ただでさえ爆音とともに急降下してきて、目の前に迫ってくる戦闘機に驚き、恐怖を感じさせられた上に、さらに実射訓練を思わせるような瞬まぶしく光る正体不明の火の玉が射出されたことにさらに大きな不安を覚えるものであった。当地域は国道186号線が通り、診療所や郵便局、民家が点在し、近くにはこども園や中学校、高等学校もあり、ふだんは人が穏やかに生活している。こういう場所で上述のような実戦訓練が行われることは、地元住民に与える影響が大きく、容認することができない。北東アジア情勢が大変緊迫した中、日米安全保障条約のもと、北広島町上空で訓練が行われていると考えられるが、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に在日米軍は低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にするとした、平成11年1月14日の日米合同委員会合意内容に違反するものである。よって、本町議会は、町民の平穏な暮らしと安全を守るため、下記のことを米国及び米軍に強く求めるよう、日本政府に要請する。記、1、在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないこと。2、北広島町上空での米軍機の低空飛行等訓練を行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年11月8日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣。

○議長（伊藤久幸） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。発議第17号、平成29年11月8日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同敷本弘美、同宮本裕之。在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨であります。10月11日午後、北広島町芸北地域の雄鹿原地区上空で、岩国基地所属の米軍機F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機が爆音を伴う低空で急降下してきて、火炎弾、フレア、の射出を行い、その後、急上昇して旋回するという訓練が十数回にわたって行われました。これは、昨今の北東アジア情勢が大変緊迫した中であって、日米安全保障条約のもと訓練が行われていると考えられますが、地元住民に対しては大きな不安と恐怖を与えるものであり、日本政府は、在日米軍に対して、このようなことが行われないよう、強く働きかけることを要請するものであります。以上、議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありません

か。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（伊藤久幸） 起立全員です。従って、発議第17号、在日米軍機の低空飛行による火炎弾、フレア、射出訓練を日本の地上部で行わないよう求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成29年第5回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 23分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員